

<p style="text-align: center;">岩 手 県</p>	<p style="text-align: center;">都 道 府 県 名</p>
<p>二九九九九下下下東西胆和紫紫岩岩岩岩奥八二一遠久北花盛 戸戸戸戸戸閉閉閉磐磐沢賀波波手手手手州幡戸関野慈上卷岡 郡郡郡郡郡伊伊伊井井郡郡郡郡郡郡郡郡市平市市市市市市 一洋九野軽郡郡郡郡郡金西矢紫滝岩葛雫 市 戸野戸田米普田岩藤平ヶ和巾波沢手卷石 町町村村町代野泉沢泉崎賀町町村町町町 村畑町町町町 村</p>	<p style="text-align: center;">地 域</p>

○ 財務省告示第二八三号
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の
三 第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年
（二十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に
規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に
定める日を次のように定める。
平成二十三年八月三十日

財務大臣 野田 佳彦

財務大臣が平成二十三年（二十一年）東北地方
太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響
の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める
日を平成二十三年九月二十九日とする。

